

平成 20 年 12 月 18 日

各 位

西日本シティ銀行

中期経営計画「New Stage 2008」

環境問題取組への支援による地域との共栄

「排出権特定金外信託」(信託契約代理店業務の媒介)の募集について

西日本シティ銀行(頭取 久保田 勇夫)は、住友信託銀行(取締役社長 常陰 均)と提携し、信託契約代理店として排出権特定金外信託を取扱っています。

今回、第2回目の排出権特定金外信託を平成 20 年 12 月 1 日(月)から 30 日(火)まで募集いたしておりますのでお知らせします。

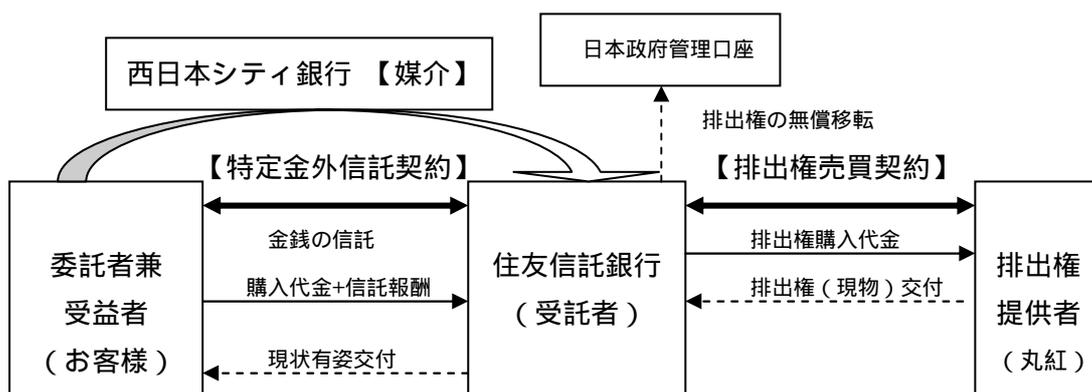
本業務は、地域企業の環境意識の高まりを受け、中期経営計画「New Stage 2008」に掲げる「環境問題に取り組む企業への支援」の具体策として、お取引先の温室効果ガスの排出権購入ニーズにお応えすることを目的としています。

記

1. 募集期間 平成 20 年 12 月 1 日(月)～30 日(火)
2. 対 象 内国法人(個人及び個人事業主の方は除きます)
3. 排出権特定金外信託について

本商品は、地球温暖化ガス削減の補完的措置として排出権を取得することを目的とした金銭の信託です。当行は排出権購入ニーズのあるお客様と住友信託銀行とのお取次をいたします。

【スキーム図】



【概要】

お客様(委託者兼受益者)は住友信託銀行と特定金外信託契約を締結して金銭を住友信託銀行に信託します。

住友信託銀行は特定金銭信託契約に基づき、排出権提供者と排出権売買契約を締結してお客様の希望トン数の排出権を排出権提供者から購入して排出権の交付を受けます。

信託財産たる排出権については、次のいずれかの方法をお客様(委託者兼受益者)が選び、その指図にもとづいて住友信託銀行(受託者)が処分します。

信託期間中：政府口座へ排出権を無償移転又は受託者の管理口座に留保

信託終了時：政府口座へ排出権を無償移転又はお客様（委託者兼受益者）へ現状有姿交付

4. 今回募集する商品概要

名 称	排出権特定金外信託（金銭信託以外の金銭の信託）
信託の目的	温室効果ガス削減の補完的措置として利用するために、排出権（算定割当量）を取得すること
信託財産	金銭及び算定割当量
委託者兼受益者	内国法人
募集単位	一口以上一口単位（1口（最低募集口数）～24口（募集上限口数）） 一口あたり、CO ₂ 換算1,000トン相当の算定割当量を取得
当初払込金額	一口の場合 一口あたり当初払込金 4,200,000円（消費税、信託報酬込み） 二口の場合 一口あたり当初払込金 3,675,000円（消費税、信託報酬込み） 三口以上の場合 一口あたり当初払込金 3,500,000円（消費税、信託報酬込み）
信託報酬	【第一信託報酬】 信託開始日において、1口あたり175,000円（消費税込み） 但し、申込み口数を乗じて得られる金額が525,000円（消費税込）を下回る場合は、525,000円 【第二信託報酬】 各信託計算期日において、1口あたり35,000円（消費税込） 但し、申込み口数を乗じて得られる金額が105,000円（消費税込）を下回る場合は、105,000円
取得排出権（算定割当量）の種類	下記プロジェクトに由来する排出権を予定 排出権（算定割当量）売主：丸紅株式会社
対象プロジェクト	舟白水力発電プロジェクト（中華人民共和国重慶市黔江区舟白）
募集期間	2008年12月1日から同年12月30日まで
信託期間	2009年1月19日（信託開始日）から2013年3月26日（信託期間満了日）まで
信託計算期日	2009年3月26日を第一回の計算期日として、毎年3月26日及び信託期間満了日
待機資金の運用	住友信託銀行を受託者とする合同運用指定金銭信託（一般口）にて運用
中途解約	原則不可
預金保険の適用	預金保険の適用対象ではありません

排出権特定金外信託は、募集型の信託商品のため恒常的に募集を行う商品ではありません。
本件に関しては、住友信託銀行の所定の審査がございます。ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

以上

本件に関するお問合わせ先
法人ソリューション部 西辻・緒方・加来 TEL092-476-2741